

## 医師事務作業補助者の皆さんへ

### 「Willnext-Assistant」をご案内する、一般社団法人日本看護学校協議会共済会とは？

一般社団法人日本看護学校協議会共済会（以下、「当会」）は、看護学生の皆様の実習中および学生生活の安全対策を中心とした活動を行うために、平成12年4月に設立されました。

その後、看護以外の医療・福祉系養成施設で学ぶ学生さんや教職員の皆さま、また臨床の場で働く医療・福祉専門職の皆さまにご入会頂き、現在は約26万人を超える会員に対して次のような事業を行っています。

#### 補償事業

- ・医療・福祉系養成施設で学ぶ学生さんのための補償制度「Will」の提供
- ・医療・福祉専門職のための補償制度「Willnext」の提供

#### 安全対策情報の提供【出版物】

- ・SNSにおける個人情報取り扱いガイドブックⅡ
- ・感染対策ガイドブック
- ・医療安全のための接遇・クレーム対応実践マニュアル

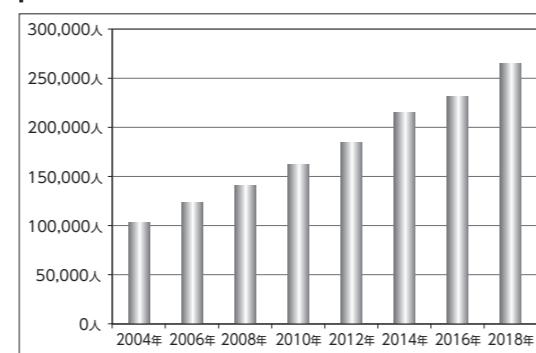
#### 出前講演会の開催

- ・各施設様向けに弁護士や各種専門家による出前講演会の開催
- ・病院等主催の医療安全研修会等への講師派遣
- ★テーマ：看護師の法的責任、医療過誤に備える、  
SNSにおける個人情報の取り扱い、クレーマー対策・  
接遇と患者さんとのコミュニケーション

#### 公益事業

- ・国際交流事業：海外の医療施設などの視察と医療職との交流
- ・研修事業：看護シミュレーション教育の講習会開催
- ・研究助成事業：会員を対象とした教育と臨床の場での研究活動の奨励と研究助成金の交付

#### 会員数の推移



勤務中の対人事故や対物事故、預かり物の損壊・紛失・盗難、  
そして感染症罹患への補償がセットになった

## 医師事務作業補助者向け補償制度

### Willnext-Assistant

ウィルネクストアシスタント

一般社団法人日本看護学校協議会共済会の会員向け総合補償制度

法人契約の  
年間掛金  
**1,590円**  
(個人契約の年間掛金：  
1,790円)

医師事務作業補助者の皆さまの  
ガンバル毎日のif(もしも)のために

Willnext-Assistantなら  
こんな時に安心です

- ❖ 患者さんにケガをさせてしまった！
- ❖ 病院のPHSを壊した！
- ❖ 感染症に罹患した！
- ❖ 対応を巡って患者さんとトラブルに！
- ❖ 患者さんからストーカー行為を受けて…

#### 当会の補償事業の特色

当会は、医療技術者の安全をテーマに様々な活動を行っています。その事業の一環として行っている補償事業は、医療専門職養成教育における補償（Will）と、卒業後に医療専門職として専門業務に就いてからの補償（Willnext）をご案内しており、その対象を医療専門職並びに専門職を目指す学生さんに特化した点に特色があります。

このため、当会は臨床の現場で働く医療専門職の皆さんには「どのようなリスクがあるか」に多くの知見を持ち、その対策にも様々なノウハウを蓄積しています。

#### 共済会の感染見舞金制度について

「感染見舞金制度」は、感染症罹患時の入院や通院日数に対する見舞金の他に、自宅待機を余儀なくされた場合の「自宅待機期間」に対しても見舞金が給付される点が大きな特長で、多くの皆様にご利用いただいております。対象となる感染症も感染症法で定める1類～5類+αと極めて広範囲で、インフルエンザも対象となる点も大変ご評価をいただいております。

Willnext-Assistantの「職業賠償責任保険」は、メディカル少額短期保険（株）が被保険者または被保険者を雇用する法人と契約し、保険料の集金を一般社団法人日本看護学校協議会共済会に委託する団体扱い保険です。

#### お問い合わせ先・事故発生時の連絡先

##### ■ 取扱代理店

(株)メディカルプランニングオフィス



0120-557512 (携帯電話からもご利用いただけます)

9:00～17:00(土・日・祝日を除く)

〒104-0033 東京都中央区新川2-22-6 SJIビル 2F E-mail : wn-assistant@medic-office.co.jp

##### ■ 共済制度運営・集金者：一般社団法人日本看護学校協議会共済会

〒104-0033 東京都中央区新川2-22-2 http://www.e-kango.net

##### ■ 引受保険会社：メディカル少額短期保険（株）

〒104-0033 東京都中央区新川2-22-2 新川佐野ビル 4F TEL:03-5244-9681 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始休日を除く)

引受保険会社：メディカル少額短期保険株式会社

制度運営・集金者：一般社団法人日本看護学校協議会共済会

# 医師事務作業補助者のための 補償制度 Willnext-Assistant

医療機関においては、専門職のみならず、専門職の業務を補佐する皆さま（医師事務作業補助者の方等）の役割も増大しておなります。医療機関になくてはならない存在になっています。

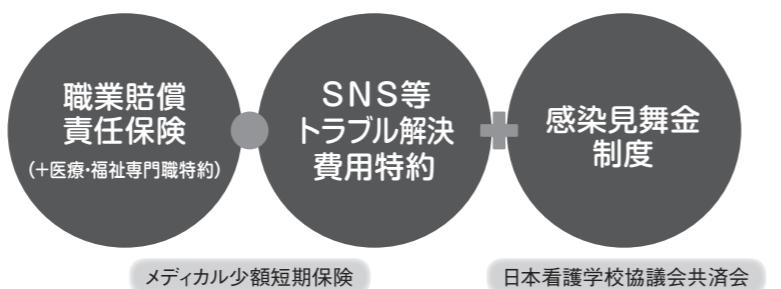
医師事務作業補助者の方は、医師の事務作業を補助する業務だけでなく、患者さんへの対応など直接関わる業務など幅広い業務の中、患者さん等への対人事故や預かり物の紛失などのリスクが増えてきています。

さらに、医療の現場では感染症罹患のリスクが高く、この問題を解決したのがメディカル少額短期保険（株）の職業賠償責任保険と一般社団法人日本看護学校協議会共済会の感染見舞金制度をセットした Willnext-Assistant です。

Willnext-Assistant は、事業者である医療・福祉施設等（法人）をご契約者とし、同医療・福祉施設等に勤務する医師事務作業補助者を被保険者として契約する方法をとっていましたが、2019年度より被保険者となる医師事務作業補助者個人をご契約者として契約する方法が可能となります。いずれの場合も、一般社団法人日本看護学校協議会共済会が集金者となる団体扱い契約です。

法人契約の  
年間掛金 : 1,590円

個人契約の場合は、一般社団法人日本看護学校協議会共済会の事務手数料として別途200円を申し受けますので、年間掛金は1,790円となります。また集金者（共済会）へのお支払いは口座振替のみとなります。



## ● 例えはこんな場合に



## ● 引受保険会社と年間掛金（法人契約の場合）

○は補償可 ×は不可					
	保険（見舞金）名	勤務中	プライベート	説明ページ	保険料/掛金
メディカル少額短期保険（株）	「職業賠償責任保険」医療・福祉専門職特約	○	×	P2	1,010円
	「職業賠償責任保険」SNS等トラブル解決費用特約	○	×	P3	
一般社団法人日本看護学校協議会共済会	感染見舞金制度	○	○	P4	480円
一般社団法人日本看護学校協議会共済会の年会費					100円
掛金合計					1,590円

個人契約の場合は、一般社団法人日本看護学校協議会共済会の事務手数料として別途200円を申し受けますので、掛金合計は1,790円となります。

お申込み方法はP5をご覧ください。

※少額短期保険業とは、保険業のうち、保険期間が2年以内の政令で定める期間以内であって、保険金額が1,000万円を超えない範囲内において政令で定める金額以下の保険のみの引受けを行う事業をいいます。メディカル少額短期保険（株）は2017年7月12日に登録した少額短期保険業者です（登録番号：関東財務局長（少額短期保険）第78号）。

## ● ● 勤務中の賠償責任補償（職業賠償責任保険、医療・福祉専門職特約）

勤務中の対人事故（患者さん等にケガをさせた）、対物事故（患者さんや病院の所有物を壊した）、患者さん等から預かった物を壊した・失くした・盗まれた場合、さらに患者さん等に経済的損失を与えてしまった場合に、過失割合に応じて保険金をお支払いたします。

### 特長

#### 勤務中の賠償事故を幅広く補償します。

※有資格者でなければ行うことができない業務に起因する賠償事故は補償対象外です。

#### 病院・診療所の機材等を破損し、賠償責任を負った場合も補償します。

#### 第三者への賠償責任では、身体の障害、財物の損壊が伴なわない経済的損失<sup>(\*)</sup>も補償します。

(\*) 経済的損失とは：相手にケガをさせたり、相手の物を壊してはいないが、被保険者の過失によって、相手に費用負担が発生すること。  
次頁の事例参照

#### 言葉の行き違い等で、患者さんの人格権を侵害した場合の補償も備わっています。

#### ■ 例えはこんな場合に

補償項目	事故内容	お支払い金額
対人事故	病院内の移動中に、手持ちのカルテを見ながら歩いていたところ、患者さんとぶつかりケガをさせてしまった。	25,700円
対物事故	病院から借りているPHSを誤ってトイレに流してしまい、水没して壊してしまった。	15,000円
第三者への経済的損失	誤って洗面台に雑巾を流し、排水管を詰まらせてしまい、復旧のために専門業者さんを呼び修理費用が発生し、病院から修理費用を請求された。	35,000円
受託物の損壊	患者さんから預かったメガネを落として壊してしまい、患者さんから賠償請求された。	16,500円

※これらの事故例は、引受保険会社が作成した想定事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

#### ■ 保険金額

補償項目	保険金額（補償限度額）
①対人事故、人格権侵害、第三者への経済的損失	300万円
②対物事故、受託物の損壊・紛失・盗取・詐取*	ただし、左記②は20万円限度。

\*使用経過年数に応じた時価額での補償（原状復帰費用）となります。

#### ■ お支払いする主な場合

この保険は、被保険者が以下の事由により法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償いたします。

- ①その業務の遂行中の事故により他人の身体の障害および他人の財物を損壊させた場合
- ②その業務の遂行中に第三者からの受託物がその目的に従い管理されている間に損壊し、紛失し、もしくは盗取、詐取された場合
- ③その業務の遂行に起因して他人に経済的損失を与えた場合
- ④その業務の遂行中の不当行為により、他人の人格権を侵害した場合

※「保険金をお支払いする場合」「保険金をお支払いできない場合」については、後記「重要事項説明書」(P6)をご覧ください。

※保険金請求に必要な書類は、P9をご確認ください。

#### ■ 保険金支払いの対象となる損害の範囲

次のような損害賠償金や諸費用をお支払いたします。

- ①法律上の損害賠償金 ②争訟費用 ③損害防止軽減費用 ④緊急措置費用 ⑤協力費用 ⑥初期対応費用

#### ■ お支払いできない場合

P6をご覧ください

## さらに、患者さん等とのトラブルやストーカー被害にも対応！（職業賠償責任保険+SNS等トラブル解決費用特約）

患者さんに経済的損失を与えてトラブルになった場合、言葉の行き違い等で患者さんとトラブルになった場合は職業賠償責任保険で、患者さんの個人情報を漏えいしてしまった場合のお詫び費用や弁護士相談費用、ストーカー被害に遭った場合の弁護士相談費用等はSNS等トラブル解決費用特約で補償いたします。

### ■例えばこんな場合に

事故内容	お支払い金額
診療予約の日を間違えて伝えたため、診療できない日に患者さんが来院してしまったため、お詫びし、交通費をお返しした。	2,860円 (職業賠償責任保険)
患者さんとの会話の中で、言葉の行き違いにより患者さんの人格権を侵害してしまったため、慰謝料を支払った。	80,000円 (職業賠償責任保険)
残業している様子を写真に撮り自身のSNSにアップしたところ、写真に患者さんのカルテが写っており、それを見た患者さんからクレームを受け弁護士と相談の上、お詫び金を支払った。	30,000円 (SNS等トラブル解決費用特約)
親しくなった担当患者さんからLINEのIDをしつこく聞かれ、教えたところ、ストーカーまがいの行為をされたため、警察に届けると共に、弁護士に相談した。	100,000円 (SNS等トラブル解決費用特約)

※これらの事故例は、引受保険会社が作成した想定事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。  
職業賠償責任保険についてはP2をご参照ください。



## SNS等トラブル解決費用特約

### ■保険の内容

この特約は、SNS等における被保険者と患者さんまたは第三者とのトラブル解決費用等を補償することを主な内容とするものです。

### ■保険金をお支払いする場合とお支払いの対象となる損害の範囲

- (1) 被保険者が誤って患者さん等の肖像等の個人情報を流出させたことによるトラブル  
被保険者が負担するトラブル解決のための解決金等社会通念上妥当と認められる解決対応費用
- (2) 被保険者が業務の関係者により肖像等の個人情報を流出されたことによるトラブル
  - ア. 弁護士等の相談費用
  - イ. 流出された情報の削除等のための費用のうち、被保険者が自己負担した費用
- (3) 被保険者が業務の関係者または業務の関係者から情報を得た第三者によるストーカー行為の被害者となるトラブル  
弁護士等の相談費用

※ただし、被保険者とトラブルの相手が既知の関係であった場合または当該業務以外において関係していた場合を除きます。  
※保険金請求に必要な書類は、P9をご確認ください。

### ■お支払いできない場合

P7をご覧ください

### ■保険金額

補償項目	保険金額（補償限度額）
トラブル解決費用	10万円

## 感染見舞金制度

（運営：一般社団法人日本看護学校協議会共済会）

業務中やプライベートで感染症に罹患した場合の入院・通院・待機期間の日数に応じたお見舞金をお支払いします。（プライベートでの感染症罹患も給付対象となります）

### 特長

#### インフルエンザや流行性角結膜炎など身近な感染症も補償！

#### 入院・通院だけでなく自宅待機期間に対してもお見舞金を給付します。

ご加入者が、保険期間中に国内で病原体に感染したことにより、下記【対象となる感染症】を発症し、通院、自宅待機、入院した場合に、一般社団法人日本看護学校協議会共済会から下表の見舞金をお支払いいたします。

入院見舞金額	通院・待機期間見舞金額
入院日数31日以上	10万円
入院日数15日～30日	5万円
入院日数8日～14日	3万円
入院日数4日～7日	2万円
入院日数3日以内	1万円

#### 【対象となる感染症】

見舞金の対象となる感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」「同施行令」「同施行規則」に定める1類～5類の感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症並びに共済会が指定する感染症（疥癬、成人性T細胞白血病、ウイルス性心外膜炎、伝染性単核球症、溶連菌感染による合併症）です。

#### 見舞金請求に必要な書類は？

所定の見舞金請求書の他に、以下の書類が必要です。

**入院の場合：**①感染症罹患を証明する書類（＊）（原則として医師の診断書。ただし、他に感染症名を特定できる書類があれば、これを診断書に代えることができます）  
②入院日数が分かる書類（医療機関の診療明細付き領収書等）

**通院の場合：**①感染症罹患を証明する書類（＊）（原則として医師の診断書。ただし、他に感染症名を特定できる書類があれば、これを診断書に代えることができます）  
②通院日数が分かる書類（通院日数分の医療機関の領収書等）

**自宅待機の場合：**①医師の診断書（感染症名と待機日数の記載が必須です）  
（＊）感染性胃腸炎（ノロウィルス、ロタウィルス等）の場合は、診断書または経過表等の感染症名が明記された書類が必要です。

※通院と自宅待機が同日にある場合は、通院一日とカウントします。

※いずれの書類もコピー可です。

## 感染見舞金(共済制度)

### ■見舞金の給付

#### <入院見舞金>

ご加入者が国内で感染症を発症し、その直接の結果として、平常の生活ができなくなり、かつ入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療することをいう。）した場合、ご加入者1名につきその日数に応じて上記に記載した額を、入院見舞金としてお支払いします。ただし、見舞金の給付は、同一の原因による感染症について、保険期間中1回に限ることとします。なお、入院期間が2つ以上の保険期間に渡る場合は発症日が属する保険期間での1回の扱いとします。

#### <通院・自宅待機期間見舞金>

ご加入者が国内で感染症を発症し、その直接の結果として、通院または医師の指示による自宅待機した場合、ご加入者1名につき、通院と待機期間の合計日数（連続することを要しません。ただし、通院と自宅待機が同日に行われた場合は一日とカウントします。）に応じて上記に記載した額を、通院・待機期間見舞金としてお支払いします。ただし、見舞金の給付は、同一の原因による感染症について、保険期間中1回に限ることとします。なお、通院・待機期間が2つ以上の保険期間に渡る場合は発症日が属する保険期間での1回の扱いとします。

### <共通>

- 感染症発症日からその日を含めて1,000日を経過した後の期間における入院・通院・自宅待機期間に對しては見舞金をお支払いできません。
- ご加入者が見舞金の給付を受けられる期間中新たに他の感染症を発症したとしても、重複しては見舞金をお支払いしません。

### ■見舞金を給付できない主な場合

次の各号に該当する事由によって生じた感染症に對しては、見舞金をお支払いできませんのでご注意ください。

- 補償期間開始前に既に発症している感染症
- 加入者の故意または重大な過失による感染症 等

### ■見舞金の請求

- 見舞金請求に必要な書類は、上記でご確認ください。
- 提出書類に知っている事実を記載しなかったとき、もしくは不実の記載をしたときは、見舞金をお支払いできない場合があります。
- 感染症発症日から1,000日を過ぎたご請求に對しては、見舞金をお支払いできません。

# お申込み方法

Willnext-Assistantは、メディカル少額短期保険（株）の各種保険と一般社団法人日本看護学校協議会共済会の共済制度をセットにした補償制度です。

## ● 被保険者（補償を受ける方）の資格

一般社団法人日本看護学校協議会共済会の会員で、医師事務作業補助者の方

※「Willnext-Assistant」は一般社団法人日本看護学校協議会共済会の会員を対象としています。同会の会員でなくなった場合には、保険の解約について必ず取扱代理店にお申し出ください。

※医師・歯科医師・医療・福祉専門職の方は、被保険者になれません。

## ● 保険料等のお支払い方法

●一般社団法人日本看護学校協議会共済会を集金者とする団体扱い契約です。集金者へのお支払いは、口座振替または銀行振込のどちらかをお選びください。個人加入の場合は、口座振替のみとなります。（口座振替のスケジュールは、下表をご確認ください。）

## ● お申し込み手続き

※2019年度より個人契約ができるようになりました。

施設でまとめて申し込む場合	個人で申し込む場合
以下の4点を添付の返信用封筒に入れて投函してください。 ①入会申込書 ②「Willnext-Assistant」保険契約申込書（法人契約用） ③被保険者名簿（各被保険者について氏名、住所、職業等を記載） ④口座振替依頼書（掛金のお支払い方法で口座振替を希望される場合のみ） *銀行振込を希望される場合は、一般社団法人日本看護学校協議会共済会から請求書をお送りいたします。	以下の2点を添付の返信用封筒に入れて投函してください。 ①入会申込書兼「Willnext-Assistant」保険契約申込書（個人契約用） ②口座振替依頼書

\*同封の返信用封筒を使用すると到着まで2~3日かかりますので、余裕をもって投函してください。※ご記入に際しては、記入例をご参考ください。

## ● 保険期間

2019年3月31日午後4時～2020年3月31日午後4時（1年間）

※ただし、下表の始期日欄に記載の日からの中途契約を受け付けます。

## ● 法人契約の掛金と口座振替スケジュール

（個人加入の場合は下記掛金の他に共済会の事務手数料として別途200円を申し受けます。）

### ■始期日別保険料表

始期日（補償開始日）	掛金			申込書類の締切日*	口座振替日
	保険料	共済制度運営費 <sup>(*)</sup>	合計		
2019年 3月31日午後4時～（年間）	1,010円	580円	1,590円	2019年 3月25日必着	2019年 5月27日
2019年 5月 1日前0時～（1ヶ月）	890円	580円	1,470円	2019年 4月25日必着	2019年 6月27日
2019年 6月 1日前0時～（10ヶ月）	880円	580円	1,460円	2019年 5月25日必着	2019年 7月29日
2019年 7月 1日前0時～（9ヶ月）	760円	580円	1,340円	2019年 6月25日必着	2019年 8月27日
2019年 8月 1日前0時～（8ヶ月）	640円	580円	1,220円	2019年 7月25日必着	2019年 9月27日
2019年 9月 1日前0時～（7ヶ月）	620円	580円	1,200円	2019年 8月25日必着	2019年10月28日
2019年10月 1日前0時～（6ヶ月）	510円	580円	1,090円	2019年 9月25日必着	2019年11月27日
2019年11月 1日前0時～（5ヶ月）	390円	580円	970円	2019年10月25日必着	2019年12月27日
2019年12月 1日前0時～（4ヶ月）	370円	580円	950円	2019年11月25日必着	2020年 1月27日
2020年 1月 1日前0時～（3ヶ月）	250円	580円	830円	2019年12月25日必着	2020年 2月27日
2020年 2月 1日前0時～（2ヶ月）	140円	580円	720円	2020年 1月25日必着	2020年 3月27日
2020年 3月 1日前0時～（1ヶ月）	120円	580円	700円	2020年 2月25日必着	2020年 4月27日

\*いずれの場合も、終期日（補償終了日）は2020年3月31日午後4時です。

(\*) 共済制度運営費には一般社団法人日本看護学校協議会共済会の年会費100円が含まれています。

※職業賠償責任保険を保険期間の途中で解約された場合、後記「重要事項説明書」（P8）に記載の算式により未経過保険料を返還いたします。ただし、共済会の年会費並びに共済制度運営費については、解約による返戻金はございませんので予めご承知おきください。

※申込書類の締切日（毎月25日）が土日祝日の場合は、翌営業日が締切日となります。

## ● 更新手続き

「Willnext-Assistant」は、保険期間の終期日を以て毎年自動更新いたします。終期日の約2か月前に「更新のご案内」をお送りいたしますので、更新しない場合は指定のお手続きをしてください。なお、更新の為の保険料・共済制度運営費は毎年4月27日（27日が休業日の場合は翌営業日）にご指定の口座からお振り替えいたします。

# 「重要事項説明書」

（契約概要・注意喚起情報のご説明）

この「重要事項説明書」は、保険商品の内容をご理解いただくための重要な事項（契約概要）と、お客様にとって不利益となる事項など、特に注意していただきたい事項（注意喚起情報）等を記載しております。記載事項はすべてお申込み前にご理解いただきたい大切な情報ですので、必ずお読みいただき、内容をご確認いただくとともに、ご契約後も大切に保管ください。

### ★マークのご説明★



保険商品の内容を  
ご理解いただく  
ための事項



ご加入に際してお客様に  
とって不利益になる事項等、  
特にご注意いただきたい事項



## 1 商品の仕組み

この保険契約は、医師事務作業補助者の方の、勤務中の賠償事故、患者さん等とのトラブル解決費用の補償で構成されており、保険種類と付帯されている特約は下表の通りです。

保険種類	特約
職業賠償責任保険	医療・福祉専門職特約 SNS等トラブル解決費用特約 団体扱い特約

## 2 補償の内容及び主な特約

各保険種類及び特約ごとの「保険金をお支払いする場合」「保険金をお支払いできない場合」については、下表の通りです。内容をご確認ください。

保険種類・特約	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない場合
職業賠償責任保険 医療・福祉専門職 特約	医療・福祉専門職または医療・福祉専門職を補佐する業務に従事する個人である被保険者の、医療・福祉関連分野の勤務先における業務上の過失（医療・福祉専門職による専門業務遂行においては勤務先以外での過失を含む）に起因して、以下の事由により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に限ります。 (1)他人の身体の障害を発生させること (2)他人の財物の損壊を発生させること (3)受託物を損壊し、紛失し、または盗取・詐取されること (4)その他、他人に経済的損失を与えること (5)被保険者の業務遂行に関連する不当行為により、他人の人格権を侵害したこと (注)保険金の支払は、上記各号の事由が保険期間中に発見された場合に限るものとします。なお、発見は、被保険者が事故を最初に認識した時（認識し得た時を含みます。）または被保険者に対して損害賠償請求がなされた時（なされるおそれがあると被保険者が認識した時または認識し得た時を含みます。）のいずれか早い時点をもつてなされたものとします。 <保険金支払いの対象となる損害の範囲> (1)法律上の損害賠償金 法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金（賠償責任の承認または賠償額の決定前に当社の同意が必要です。） (2)争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が当社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（調停や示談も含みます。） (3)損害防止軽減費用 事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全もしくは行使についての必要な手続きを行いました既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合において、その手続きまたは手段のために当社の同意を得て支出した必要または有益な費用 (4)緊急措置費用 上記(3)の規程に基づき、被保険者が必要な手続きを行いました手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、被保険者が支出した応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用、または当社の同意を得て支出したその他の費用 (5)協力費用 当社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が当社の求めに応じて協力するために支出した費用 (6)初期対応費用 被保険者が負担する事故現場の保存・写真撮影費用、通信費、身体の障害を被った被害者への見舞金等社会通念上妥当と認められる初期対応費用 (7)事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為に起因する損害 (8)名譽毀損または秘密の漏洩 (9)被保険者と同居する親族に対する賠償責任 (10)被保険者または被保険者の使用者、または被保険者と同居する親族が行い、もしくは加担した盗取、詐取 (11)被保険者、被保険者の使用者または被保険者と同居する親族が受託物を私的な目的で使用している間に生じた事故 (12)貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、徽章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物の損壊、紛失、盗取、詐取 (13)原因の如何を問わず、自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊 (14)自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等による損害 (15)給排水管、暖冷房装置等からの蒸気、水の漏出等またはスプリンクラーからの内容物の漏出等による損害 (16)建物外部から内部への雨、雪等の浸入・吹込みによる損害 (17)受託物が預け主に引渡された後に発見された事故 (18)受託物の使用不能に起因する事故 (19)核燃料物質や放射性同位元素またはこれらに汚染された物等の有害な特性の作用等に起因する事故 (20)自動車、原動機付自転車または航空機の所有、使用または管理に起因する損害 (21)業務の結果を保証することにより加重された賠償責任 (22)美容を唯一の目的とする業務に起因する損害	(1)契約者または被保険者の故意 (2)他人との特別な約定により加重された賠償責任 (3)戦争、変乱、暴動、騒擾または労働争議 (4)地震、噴火、洪水、津波または高潮 (5)被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた過失犯以外の犯罪行為に起因する損害 (6)最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その後または反復として行われた不当行為に起因する損害 (7)事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為に起因する損害 (8)名譽毀損または秘密の漏洩 (9)被保険者と同居する親族に対する賠償責任 (10)被保険者または被保険者の使用者、または被保険者と同居する親族が行い、もしくは加担した盗取、詐取 (11)被保険者、被保険者の使用者または被保険者と同居する親族が受託物を私的な目的で使用している間に生じた事故 (12)貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、徽章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物の損壊、紛失、盗取、詐取 (13)原因の如何を問わず、自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊 (14)自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等による損害 (15)給排水管、暖冷房装置等からの蒸気、水の漏出等またはスプリンクラーからの内容物の漏出等による損害 (16)建物外部から内部への雨、雪等の浸入・吹込みによる損害 (17)受託物が預け主に引渡された後に発見された事故 (18)受託物の使用不能に起因する事故 (19)核燃料物質や放射性同位元素またはこれらに汚染された物等の有害な特性の作用等に起因する事故 (20)自動車、原動機付自転車または航空機の所有、使用または管理に起因する損害 (21)業務の結果を保証することにより加重された賠償責任 (22)美容を唯一の目的とする業務に起因する損害

保険種類・特約	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない場合
SNS等トラブル 解決費用特約	<p>保険期間中かつ被保険者の業務の遂行に関連して発生した、SNS等による以下のトラブルの解決について、解決対応費用が発生した場合。ただし、被保険者とトラブルの相手が既知の関係であった場合または当該業務以外において関係していた場合を除きます。</p> <p>(1)被保険者が被保険者の過失により業務の関係者の肖像等の個人情報を流出させたことによるトラブル</p> <p>(2)被保険者が業務の関係者により肖像等の個人情報を流出されたことによるトラブル</p> <p>(3)被保険者が業務の関係者または業務の関係者から情報を得た第三者によるストーカー行為の被害者となるトラブル</p> <p>&lt;保険金支払いの対象となる損害の範囲&gt;</p> <p>上記(1)のトラブル 被保険者が負担するトラブル解決のための解決金等社会通念上妥当と認められる解決対応費用</p> <p>上記(2)のトラブル ア.弁護士等の相談費用 イ.流出された情報の削除等のための費用のうち、被保険者が自己負担した費用</p> <p>上記(3)のトラブル 弁護士等の相談費用</p>	(1)契約者または被保険者の故意

### 3 保険期間及び継続

契約  
概要

保険期間は1年間とし、契約日または自動継続日から1年後の契約始期日時と同日同時刻までとします。ただし、契約初年度のみ、当社の定めるところにより、任意の日時までとすることができます。

保険期間の満了に際しては、継続のご案内を送付します。ご契約者様から特段の申出がない場合には、継続のご案内に記載したとおり、保険契約を自動継続させていただきます。ただし、継続契約に対する保険料をお支払いいただけなかった場合は、自動継続は取消とします。

### 4 責任開始時期

注意  
喚起情報

保険契約申込書に定めた保険始期日の時刻から当社の責任を開始し、保険終期日の午後4時に終了いたします。2年度目以降の自動継続契約においては、自動継続日の午後4時から責任を開始し、保険終期日の午後4時に責任を終了します。

### 5 引受条件

契約  
概要

この保険契約は、医療・福祉専門職を補佐する業務に従事する方を対象としたものです。これら以外の方は被保険者になれませんので予めご注意ください。なお、保険金額および保険料はP2~P5をご覧ください。

当社は、保険業のうち、保険期間が2年以内の政令で定める期間以内であって、保険金額が一被保険者合計で1,000万円を超えない範囲内において政令で定める金額以下の保険のみの引受けを行う事業（少額短期保険業）を行います。

（注）施設契約の場合、各保険の限度額の100倍となります。

### 6 保険料と払い込み方法

注意  
喚起情報

保険料は、パンフレットまたは保険契約申込書に記載されており、一時払いのみお取り扱いいたします。

なお当社は、一般社団法人日本看護学校協議会共済会との間で団体扱保険料集金事務委託契約を締結し、この保険契約の保険料収納業務を同共済会に委託しています。集金者へは、口座振替または銀行振り込みにより保険料を払い込みいただきます。（個人契約の場合は、口座振替のみお取扱いいたします）

当社が指定する期日までに保険料を払い込みいただけなかった場合で、払い込み猶予期間内にも保険料が払い込まれなかつたときは、保険契約は取消となりますのでご注意ください。

### 7 契約内容の見直しについて

注意  
喚起情報

1 当社はこの保険種類の収支状況などの事情から、当社の定めるところにより、契約継続の際に保険料を増額または保険金額を減額することができます。この場合、変更日の2か月前までに契約者に文書で通知の上、変更日から保険料率または保険金額を変更します。

2 当社はこの保険種類が不採算となり、収支の改善が見込めないときは、この保険種類の販売を取りやめ、保険契約の継続を取り扱わないことがあります。この場合、中止の2か月前までに契約者に継続を取り扱わない旨を文書で通知します。

3 保険金等の支払事由発生率が予想を著しく超過するなどで、当社の収支の改善が見込めないとときは、保険期間中において保険契約の保険料を増額し若しくは保険金等の額を減額すること、または既に支払事由の生じた保険金の削減支払を行うことがあります。この場合、原則として変更日の2か月前までに契約者に通知します。

### 8 配当金

契約  
概要

この保険契約には契約者配当金はありません。

### 9 解約

この保険契約は、いつでも将来に向かって解約することができます。この保険契約を解約した場合は、以下の算式に基づいて計算した未経過期間の保険料（未経過保険料）を返還いたします。

$$\text{未経過保険料} = \text{一時払保険料} \times \frac{\text{未経過期間}}{\text{保険期間}} \quad (\text{円未満切り捨て})$$

（注）1ヵ月未満の端日数については、未経過期間は切り捨て、保険期間は切り上げ処理します。

### 10 クーリング・オフ

この保険契約は、契約期間が1年以内の為、クーリングオフの対象ではありません。

### 11 告知義務および通知義務の内容

告知義務とはご契約の際に、危険に関する重要な事項（告知事項）などの当社がお尋ねする重要な事柄について、ありのままに報告していくべき義務のことといいます。ご契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失により事実を告知しなかったか、事実でないことを告げたとき（以下、「告知義務違反」といいます。）は、当社は保険契約を解除することができるものとします。

通知義務とはご契約の際に告知していただいた重要な事柄が、保険期間中に変更となった場合に、その変更内容（通知事項）を当社または代理店に通知いただく義務のことといいます。

この保険契約における告知事項・通知事項は以下の通りです。

保険種類	告知事項	通知事項
職業賠償責任保険	被保険者の氏名・住所 被保険者の職業・勤務先	被保険者の職業・勤務先

### 12 保険契約者保護機構について

この保険契約は、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置の対象ではなく、また保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約に該当しません。

### 13 指定紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」について

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。  
「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下のとおりです。

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8 HF八丁堀ビルディング2階  
TEL 0120-82-1144

受付時間：月曜日から金曜日の9:00～12:00および13:00～17:00（祝日および年末年始休業期間を除く）

### 14 補償重複に関する事項

補償内容が同様の他の保険契約等を被保険者またはそのご家族が締結されているときは、補償が重複して保険料が無駄になることがありますので、補償内容や保険金額等を確認して補償の要否をご判断のうえご契約ください。なお、賠償責任保険では、重複があった場合は、以下のようにお支払いいたします。

- 1 職業賠償責任保険（医療・福祉専門職特約・SNS等トラブル解決費用特約）の保険契約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、当社は、他の保険契約等がないものとして算出した額を保険金として支払います。
- 2 他の保険契約等によりこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または支払われた場合は、当社は、約款に定める支払額から他の保険契約等から支払われるまたは支払われた保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額を保険金として支払います。

### 15 個人情報の取り扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は、メディカル少額短期保険株式会社（以下「当社」といいます。）に本契約に関する個人情報を提供いたします。当社は、本契約に関する個人情報を下記の目的の範囲内で利用する他、①から④の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別の非公開情報（機微（センシティブ）情報）については、保険業法施行規則に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的を限定しております。

- 保険契約のお引受・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払
  - 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
  - 当社並びに代理店の営業等に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
  - その他保険に関連・付随する業務
- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に提供すること
  - ②保険金支払い、契約の維持・管理、等の判断をするうえでの参考とするために、（社）日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社と共同して利用すること（支払時情報交換制度）
  - ③当社と当社のグループ会社または当社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のため共同して利用すること
  - ④契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること

注意  
喚起情報注意  
喚起情報注意  
喚起情報注意  
喚起情報注意  
喚起情報

## 支払時情報交換制度

当社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは保険契約の解除、取消しもしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。  
※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、(社)日本少額短期保険協会ホームページ(<http://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

詳しくは、メディカル少額短期保険株式会社のホームページ  
(<http://medical-ssi.co.jp/>) をご参照ください。

## 事故が起きた場合

- 保険金等の支払事由が生じた場合、契約者または保険金等の受取人はすみやかに当社または本パンフレットに記載の取扱代理店に通知してください。
- 保険金のご請求にあたって必要な書類は、本パンフレットに記載の通りです。
- 職業賠償責任保険には、当社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがいまして、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、当社の助言に基づき、被保険者ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置きください。  
なお、当社の承認を得ないで被保険者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

## 「職業賠償責任保険」の保険金請求に必要な書類

所定の保険金請求書の他に、以下の書類が必要です。

- ①被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調査もしくは和解調査または被保険者と被害者の間の示談書
- ②被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
- ③被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があつたことおよびその金額を証明する書類
- ④P2<保険金支払いの対象となる損害の範囲>に記載の争訟費用、損害防止軽減費用、緊急措置費用、協力費用、または初期対応費用の支出を証する領収書または精算書
- ⑤保険証券

\*当社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることができます。

## 「SNS等トラブル解決費用特約」の保険金請求に必要な書類

所定の保険金請求書の他に、以下の書類が必要です。

- P3の「お支払いする場合とお支払いの対象となる損害の範囲」に記載された費用の領収書（原本）

## 【引受保険会社】メディカル少額短期保険株式会社

東京都中央区新川2-22-2 新川佐野ビル4F Tel.03-5244-9681 (土日祝日を除く9:00~17:00)

## <参考> 対象となる感染症

1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(表中【法】と記載)、同施行令(表中【政令】と記載)、同施行規則(表中【省令】と記載)、に定める「一類感染症」、「二類感染症」、「三類感染症」、「四類感染症」、「五類感染症」、「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」を対象とします。ただし、法令の改正により変更される場合は事故時点で当該法令に記載された感染症を対象とします。

分類	感染症名
一類感染症	【法】エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	【法】急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属S A R Sコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属M E R Sコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（H 5 N 1、H 7 N 9）
三類感染症	【法】コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス
四類感染症	【法】E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、炭疽、鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H 5 N 1、H 7 N 9）を除く）、ボツリヌス症、マラリア、野兔病、 【政令】ウエストナイル熱、エキノコックス症、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサヌル森林病、コクシジオイデス症、サル痘、ジカウイルス感染症、重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属S F T Sウイルスであるものに限る。）、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、二パウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱
五類感染症	【法】インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、クリプトスボリジウム症、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 【省令】アメーバ赤痢、R Sウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、急性弛緩性麻痺、急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、細菌性髄膜炎（侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症及び侵襲性肺炎球菌感染症を除く。）、ジアルジア症、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、水痘、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、先天性風しん症候群、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、播種性クリプトコックス症、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギー、マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎、薬剤耐性アシнетバクター感染症、薬剤耐性綠膿菌感染症、流行性角結膜炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症
新型インフルエンザ等感染症	該当なし
指定感染症	該当なし
新感染症	該当なし

2. 以下の「その他当会が認める感染症」を対象とします。ただし、必要に応じて、新種の感染症を追加する場合があります。

### その他当会が認める感染症

疥癬、成人性T細胞性白血病、ウイルス性心外膜炎、伝染性单核球症、溶連菌感染による合併症